

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（案）について（概要）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 4 月 3 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室

標記について、令和4年12月26日から令和5年1月24日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計14件の御意見をいただき、うち10件は本件に関する御意見、残り4件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【改正の趣旨について】</p> <p>案文の金属アーク溶接作業のみに従事する者に対し、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を新設し、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することについては、当該作業主任者の職務内容及び職務遂行性を考慮しても妥当であると考えます。</p> <p>また、特定化学物質の広範にわたる講習を行うよりも、金属アーク溶接等作業に特化した内容の講習を行うことで、教育効果も期待できるものと考察する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
2	<p>【技能講習の名称について】</p> <ul style="list-style-type: none"> アーク溶接に限定した作業主任者技能講習を実施することについては、賛成だが、当該講習修了者が、プレス作業主任者とプレス金型特別教育のように、アーク溶接等特別教育の「上位互換」であるかのような誤解を与えない 	<p>名称については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）に包含される技能講習であるため、「限定技能講習」という名称とすることで、既存の特化物技能講習と区分けしているところです。</p>

	<p>ように名称等の工夫（例えば、金属アーク溶接による健康障害防止作業主任者など）をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能講習の名称を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業限定）」のように、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の一部限定と分かるような名称とすることが望ましいと考える。 	
3	<p>【経過措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日前の令和5年度中に講習を実施する必要があると思われることから、当該技能講習の講習機関として登録するには時間的余裕がないため、少なくとも経過措置として、「特定化学物質作業主任者技能講習に係る登録講習機関はアーク溶接等作業主任者限定技能講習に係る登録講習機関とみなす」対応をお願いしたい。 ・ 施行以前に、限定講習（1日講習）を修了した者は、施行以前であっても、主任者に選任できる経過措置を設けていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公布から施行まで、概ね9ヶ月あることから、登録講習機関としての登録には十分な時間があると考えています。このため、特化物技能講習を行おうとする登録講習機関は、新たに登録申請を行う必要があります。 ・ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、施行日（令和6年1月1日）前においては、登録教習機関になるための申請のみが可能であり、登録は施行後となっているため、施行前に当該講習を受講することはできません。
4	<p>【選任について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属アーク溶接等作業主任者の選任に当たっては、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者のみならず、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちからも選任することができることとしていただきたい。 ・ アーク溶接のみを行う事業場において、化学物質管理者と作業主任者の関係はどのようになるか。 (1) 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者を作業主任者として選任した場合、化学物質管理者の選任は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属アーク溶接等作業を行う場合は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習又は特化物技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしており、金属アーク溶接等作業を行う場合は、従前どおり、特化物技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。 ・ 化学物質管理者はリスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに選任する必要がありますが、溶接チームは、リスクアセスメント対象物ではありません。このため、事業場がリスクアセスメント対象物を製造又は取扱い

	<p>(2) 化学物質管理者を選任した場合、金属アーク溶接等作業主任者の選任は不要か。</p> <p>(3) 化学物質管理者及び金属アーク溶接等作業主任者の両者を選任する必要があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に特定化学物質作業主任者を選任している事業場は、改正後に現在の特定化学物質作業主任者を金属アーク溶接作業主任者として選任し直す必要があるのか。その際、新たに技能講習を受講する必要はあるのか。 	<p>することなく、金属アーク溶接等作業を行う場合は、化学物質管理者の選任は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金属アーク溶接等作業を行う場合、従前の特化物技能講習修了者を作業主任者として選任することが可能ですので、改めて金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を受講させる必要はありません。
5	<p>【各科目の講習時間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなカリキュラムが保護具に関して1時間となっていることは、保護具の重要性が高まって保護具管理者の選任まで求めている中であって1時間では足りず、特に建設現場での衛生対策が保護具に依存する実態からすれば、作業主任者の職務が保護具の使用管理にあるといっても過言ではない現状を斟酌し少なくとも2時間と設定すべきであると考える。 「健康障害及びその予防措置に関する知識」は、溶接ヒュームやマンガンによるものだけを講習内容とするなら、講習時間2時間はもてあましてしまうのではないか。「保護具に関する知識」は逆に、フィットテストや防護係数に基づく選択等も講習内容に含まれると思われるので、1時間では足りないのではないか。ついては「健康障害及びその予防措置に関する知識」と「保護具に関する知識」の講習時間を、それぞれ1.5時間ずつとしてはいかがか。 	<p>講習時間については、ご意見を踏まえ、「健康障害及びその予防措置に関する知識」の科目の講習時間は1時間とし、「保護具に関する知識」の科目の講習時間は、従来の特化物技能講習と同様の2時間とすることにします。</p>
6	<p>【アーク溶接等特別教育との関係】</p> <p>既に溶接業務に従事しているもの、アーク溶接の特別教育を受講しているもの</p>	<p>金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、金属アーク溶接等作業の指揮や設備等の管理等を行うことを職務とする金</p>

	<p>については、講習内容が重複することが考えられるため、講習内容を精査し条件を満たすものについては、時間短縮または免除することが妥当と考える。</p>	<p>属アーク溶接等作業主任者の選任のための講習であり、アーク溶接等に係る特別教育は、アーク溶接等作業を安全に実施するための教育であり、趣旨が異なり、内容に重複はないため、それぞれ技能講習又は特別教育を受ける必要があります。</p>
7	<p>【講習全体の講習時間について】 受講者側からすれば講習時間の制約が少ないため負担が少なくなるのでよいが、アーク溶接作業に特化するからと言って6時間の講習時間で取得できるのは作業主任者制度に疑問が残る。</p>	<p>金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に係る学科講習の時間数は特化物技能講習の学科講習の時間数を踏まえています。具体的には、「健康障害及びその予防措置に関する知識」の科目の講習時間は、従来4時間のところ、対象範囲となる物質が特定化学物質全てから溶接ヒュームのみとなることを踏まえ、1時間とし、「作業環境の改善方法に関する知識」の科目の講習時間は、従来4時間のところ、溶接ヒュームは作業環境測定の対象とならないこと、局所排気装置に関する内容は不要であること等を踏まえて、2時間とし、「保護具に関する知識」の科目の講習時間は、従来2時間のところ、対象範囲に大きな変更はないため、講習時間は2時間のままとし、「関係法令」の科目の講習時間は、従来2時間のところ、教育対象となる物質が特定化学物質全てから溶接ヒュームのみとなることに伴い、適用になる法令の範囲も少なくなるため、1時間としました。これを合計すると、6時間となります。</p>
8	<p>【フィットテストについて】 新たな作業主任者は保護具管理者も兼務するのがほとんどであるという実態を勘案すれば、保護具管理者に必要な着用やフィットテストのスキルも習得するための実習を組み込むことも重要であると考え。修了試験の時間はどの程度の時間を想定しているか不明だが、1日コースで終了させることを優先し過ぎることによって、実効性が下がらないよう現場の</p>	<p>作業主任者の職務は、保護具の使用状況の監視に留まり、フィットテストの実施は含まれません。したがって、フィットテストについては、保護具着用管理責任者教育やフィットテスト実施者研修として厚生労働省で別途カリキュラムを定めておりますので、そちらに基づき安全衛生団体等において実施するものを受講していただきますようお願いいたします。</p>

	実態を踏まえた制度設計を強く要望する。	
9	<p>【周知について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案の趣旨は、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することは変わらず、金属アーク溶接等作業のみに限定された「アーク溶接限定技能講習」を新設し、金属アーク溶接等作業「のみ」を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任することができる事にある。すなわち、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者も引き続き、金属アーク溶接等作業を行う場合の作業主任者に選任することができることに変わりはない。これらの事項を分かりやすく通知文などの中で解説する必要があると考える。 ・ 本改正について、アーク溶接のみを行う事業場においては限定講習修了者だけでなく、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者を作業主任者として選任できると理解しているが、そのことをわかりやすく明示していただきたい。 ・ 講習（2日講習）修了者は、限定講習（1日講習）の受講が不要なことを明確にしたパンフレット等を作成いただき、周知を行政において徹底していただきたい。特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した場合には、限定講習（1日講習）を再度受講する必要がないことを周知いただきたい。 	今回の制度改正の内容について、適切な周知を図ってまいります。

○ 本改正省令案等とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい作業主任者の技能講習に関する御意見。 ・ 特定化学物質に指定されている有機溶剤に関する御意見。 ・ 講習開催頻度に関する御意見。 ・ 改正経緯に関する御意見。 ・ 職場における化学物質等の検討会に関する御意見。 	<p>いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>